

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷地区）を行うことについて平成21年1月8日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成21年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀